

飼い主のいない猫の 世話をしている方へ

～人と猫が共生できるまちを目指して～
令和7年（2025年）ver



下関市

目次

1	はじめに	1
2	無責任なエサやりの結果(猫に係る争訟事例)	2
3	猫の繁殖行動	2
4	飼い主のいない猫の世話をするために必要なこと	3
5	猫の体の仕組みと一生	6
6	猫の習性	7
7	下関市の猫をとりまく現状と課題	8
8	困った場合などの連絡先	9
<参考>	猫に関する法令について	9

1 はじめに

猫は、私たち人間にとって昔から身近な動物であり、猫が家の外を自由に歩き回ってもあまり気になることはありませんでした。

しかし、現在は、ふん尿被害、ノミの発生、発情期の鳴き声など野良猫（以下「飼い主のいない猫」という。）が引き起こす多くの環境被害が発生しています。

また、不妊去勢手術をせずに、飼い主のいない猫に不適切なエサやりをすることによって、猫の繁殖が繰り返された結果、飼い主のいない猫が増加し、これにより多くの住民が迷惑を被っている地域もあります。

こうした状況を踏まえ、このパンフレットでは、下関市が「人と猫が共生できるまち」であるために、飼い主のいない猫に関わる際に必要なことなどをお示しています。

この冊子が、「猫が好きな人」、「猫が嫌いな人」、「猫に困っている人」、そして「下関市で暮らす猫」の幸せにつながることを願っています。



2 無責任なエサやりの結果・・・猫に係る争訟事例

◆損害賠償請求事件（平27. 9. 17 福岡地方裁判所 判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、福岡県内の住民がその女性に対し約160万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。判決では、エサを与えていた女性に対し、原告住民に対する慰謝料を含む約55万円の支払いが命じられました。裁判官は、野良猫を愛護する思いを配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼育を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」と結論付けています。

◆猫へのエサやり禁止等請求事件（平22. 5. 13 東京地方裁判所立川支部 判決）

タウンハウスの入居者が複数の猫に継続的にエサやりを行い、ふん尿等による被害を生じさせたことは、他の入居者の共同の利益に反し、タウンハウスの規約にも違反するとして、エサを与え続けていた者に対し、タウンハウスの敷地内での猫へのエサやり行為の中止とともに、慰謝料を含む損害金の支払いが命じられました。

◆損害賠償等請求事件（平15. 6. 11 神戸地方裁判所 判決）

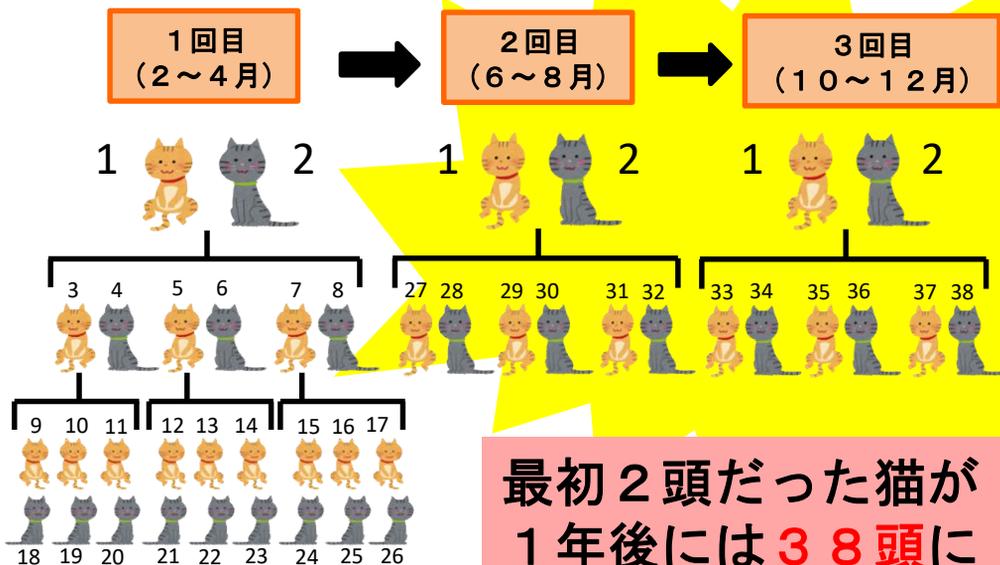
野良猫へのエサやりによって多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭による被害などを与えた事案で、「野良猫のふん尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫へのエサやりを中止すべきであり、エサやりを続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法であるというべきである。」として、エサやりを行っていた住民に、猫のふん尿被害に対する慰謝料40万円を含む計150万円の支払いが命じられました。

3 猫の繁殖行動

メスは年2～4回の発情期があり、交尾した場合は確実に妊娠します。妊娠期間は63日前後で、1回に約3～10頭の子猫を産みます。

オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行います。

1年目



最初2頭だった猫が
1年後には38頭に！！

☆猫はとても繁殖力の強い動物です。

生まれた子猫も早ければ6か月经つと孫猫を産める体になります。

栄養状態が良ければ良いほど出産回数が増えて、猫の頭数も多くなり長生きします。

エサを与えるのであれば、不妊去勢手術を行いましょう。

4 飼い主のいない猫の世話をするために必要なこと

飼い主のいない猫がお腹を空かせて家にやって来たとき、あなたはどのようにしていますか？
かわいそうに思い、エサを与えている人も多いのではないのでしょうか？

しかし、エサを与えるだけでは、飼い主のいない猫が集まり、子猫が生まれ、あっという間に猫が増えてしまいます。

猫の頭数が増えると、ふん尿や悪臭、ノミダニなどの害虫が発生する、発情やケンカの鳴き声がうるさいなどといった、飼い主のいない猫による被害も増えます。

その結果、近所の方に多大な迷惑をかけることとなります。

猫のことを考えるなら、まず、室内飼養できないか、飼ってくれる先を探せないかを考えましょう。

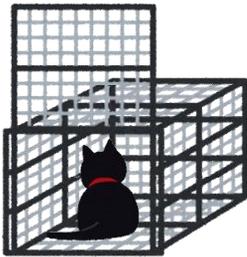
飼わずにエサを与えるのであれば、不妊去勢手術（TNR）をして、その後もふん尿やエサの管理が必要となります。

近所に迷惑をかけないような世話ができないのであれば、猫に関わらないという選択も大切です。

TNR活動について

T rap

捕獲して



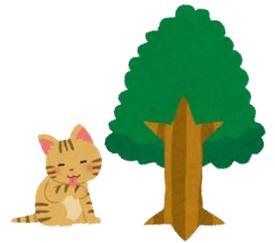
N euter

不妊去勢手術をしてV字カット



R eturn

元の場所に戻す



飼い主のいない猫を捕獲(Trap)し、動物病院で不妊去勢手術(Neuter)と手術済みの目印である耳カットを施した後、元の場所に戻し(Return)、一代限りの命を見守る活動のことです。

TNRのメリット

飼い主のいない猫による被害が防止・抑制され、地域の生活環境が改善されます！

-  飼い主のいない猫が減少します
-  スプレー行動による悪臭が軽減されます
-  発情期の鳴き声などが軽減されます

耳先のV字カット



ふん尿の管理をしましょう。

自宅敷地内や地域住民の理解が得られる場所にコンテナやプランターを利用した砂場を作るなどして、そこでふん尿をするようにしつけましょう。
また、近隣でふん尿をした場合には、進んで掃除を行いましょう。



エサの管理をしましょう。

エサを置いたままにすると、カラスやハトがやってきたり、ハエやゴキブリの発生や悪臭の原因になります。エサやり場は近隣住民に迷惑のかからない場所に固定し、時間を決めて与えましょう。残ったエサは片付けましょう。



新しい飼い主を探しましょう。

飼い主のいない猫は、病気や交通事故の危険などに常にさらされながら、過酷な環境で生活しています。猫のことを考えるのであれば、新しい飼い主を探して、飼い主のいない猫がいなくなるようにしましょう。



地域猫活動について

※詳しくは「地域猫活動のすすめ」をご覧ください

(<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/52/141700.html>)



地域猫とは？

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域に合った方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

(環境省：住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインより)

地域猫活動とは？

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼育猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を要しますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

(環境省：住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインより)

TNR活動と地域猫活動の違いは？

	TNR活動	地域猫活動
活動内容	不妊去勢手術とV字カットをして、元いた場所へ戻す	地域住民が主体となって、TNR、エサ場やふん尿の管理等をルールを決めて実施する
目的	猫の繁殖を抑える	猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止する
効果	猫の頭数が減る 悪臭や発情期の鳴き声が軽減される	TNRの効果に加えて、住民同士のトラブルが減る
特徴	個人で活動できる	地域住民や行政との関わりが必要
長所	不妊去勢手術を早期に行えば、猫にまつわるトラブルを早期に減らせる	住民の認知と合意があるため、長期的に安定した活動ができる
短所	猫の管理についてのルールがないため、住民トラブルを解決できない場合がある	住民の認知と合意が必要であるため、活動開始までに時間がかかる

動物由来感染症について知っておきましょう

動物由来感染症とは、人と動物の間で感染する病気のことです。猫から人に感染する病気もあります。

猫から人に感染する病気



重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

【感染経路】

マダニに刺されること以外にも、発症した猫や犬の体液からも感染することが報告されている。特に猫は感染・発症したときの症状が強く、感染猫からの咬傷や接触による飼育者や動物病院従事者の感染例もわずかだが報告されている。

【症状】

主な初期症状は、発熱、全身の倦怠感、消化器症状で、時に意識障害などの神経症状や出血症状が出現する。重症化し、死亡することもある。特に高齢者では重症化しやすい。

【予防】

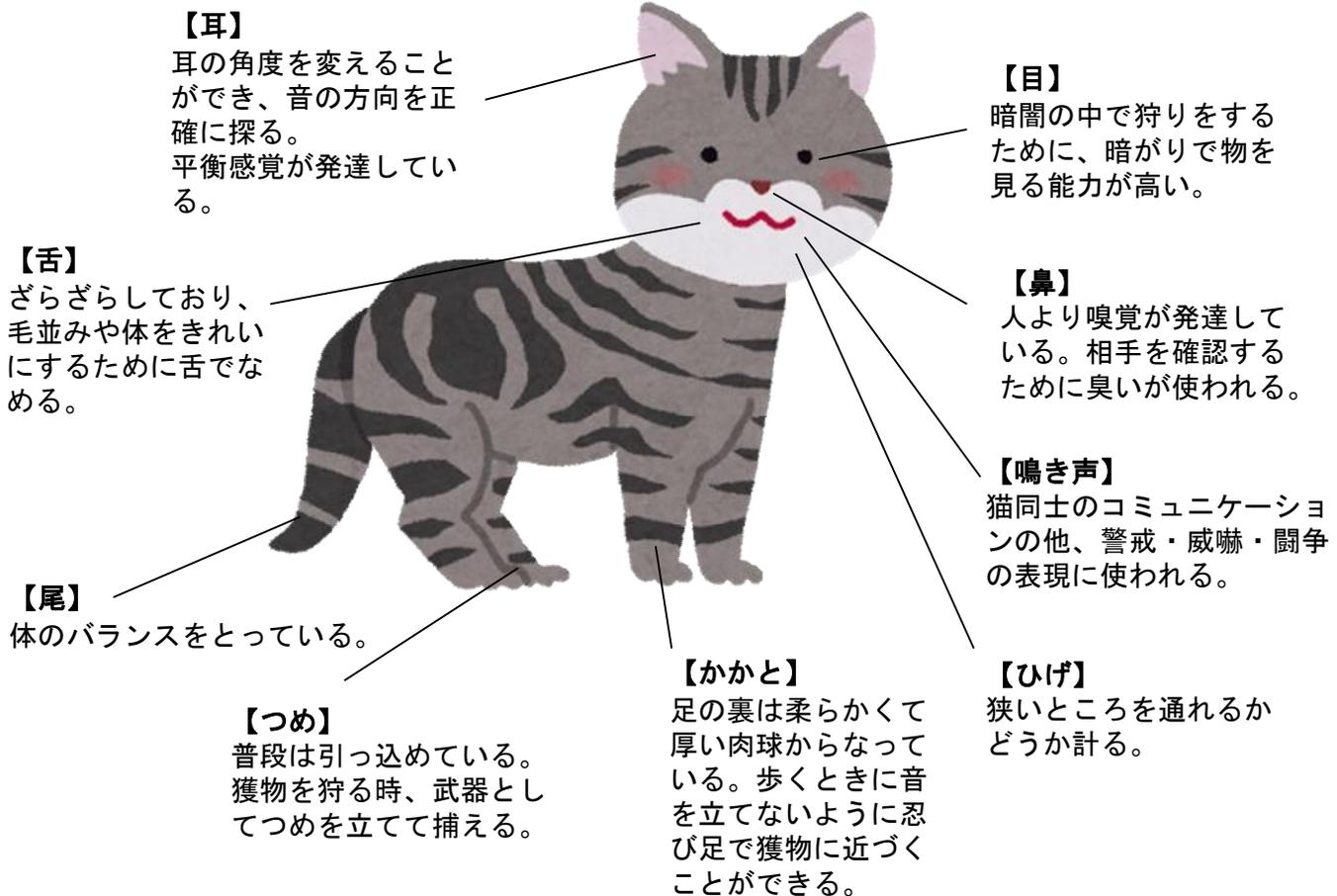
動物にもマダニの駆除・防虫薬を使用し、動物が体調不良の際には動物病院で受診する。むやみに弱った野生動物に手を出さない。マダニに刺されないよう、草むらや藪などマダニが多く生息する場所に入る場合には、肌の露出を少なくし、マダニに効く虫除け剤を使用する。

厚生労働省「動物由来感染症ハンドブック2025」より

他にも、猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、パストレラ症、カプノサイトファーガ感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、皮膚糸状菌症など猫から人に感染する病気があります。

5 猫の体の仕組みと一生

(1) 猫の体の仕組み



(2) 猫の一生

年齢	体の変化
生後1～1.5週	目が開く。
生後3～4週	乳歯がそろい始める。
生後1～2か月	親やきょうだい、また人や犬など異なる動物との接し方を学ぶ、非常に大切な社会化の時期。(人に慣れやすい猫になるかどうかは、この時期の経験が大きく影響する。)
生後6～8か月	メスは子どもが産めるようになる。 オスは繁殖行動ができる。
1歳	成猫となる。
7歳～	シニア期に入る。

☆猫の寿命

飼い主のいない猫の寿命は、約4～5年とされています。

6 猫の習性

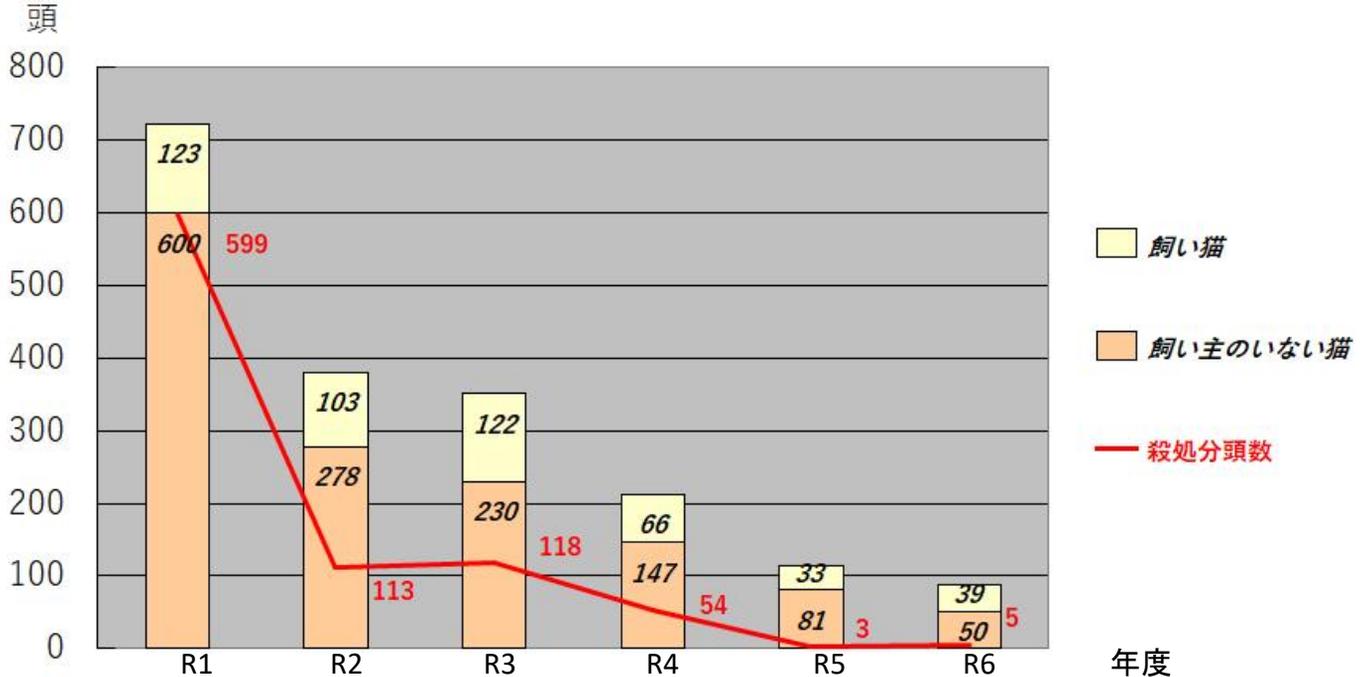
<p>(1) 運動</p>	<p>猫は広さよりも、上下運動を好む動物です。 このため、高さを使った立体的な運動ができれば、室内で飼養してもまったく問題ありません。</p>	
<p>(2) 性質</p>	<p>とても繊細で、急激な環境の変化、突然の大きな音などを嫌います。 動く物にすばやく反応し、飛びかかる習性を持っています。</p>	
<p>(3) 縄張り</p>	<p>屋外にいる猫はおよそ半径250~500m程度の縄張りを持っています。 (発情期や食料の豊かさで縄張りの広さは変化します。)</p>	
<p>(4) トイレ</p>	<p>乾いた軟らかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所でトイレをします。 この習性を利用して、トイレのしつけをすることができます。</p>	
<p>(5) 食べ物</p>	<p>肉食です。 総合栄養食として市販されているキャットフードを与えましょう。 (猫は人間とは必要とする栄養素が違います。)</p>	
<p>(6) 夜行性</p>	<p>本来は夜行性のため、昼は寝て、夜中から明け方に活発に活動します。 しかし、飼い猫は飼い主のリズムに合わせて行動が変化します。</p>	
<p>(7) マーキング</p>	<p>猫が自分の存在を自分以外の猫に知らしめるため、自分の臭いなどを生活するさまざまな場所に残す行動を行います。これをマーキングといいます。マーキングには次の3つがあります。</p>	
	<p>擦り付け</p>	<p>顔や脇腹などを人に擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。また、顔等に臭いが出る腺(臭腺)があり、臭いを猫同士で擦り付けるのは、大切なコミュニケーションの一つでもあります。</p>
	<p>つめとぎ</p>	<p>単につめを研ぐだけでなく、つめで傷をつける視覚的マーキングと足の裏から分泌される臭いをつける臭覚的マーキングを同時に行っています。</p>
	<p>尿スプレー</p>	<p>縄張りを主張したり、不安を感じたときに示すマーキングです。特にオスは、成熟すると尾を上げて柱などに尿を噴射しますが、マーキング行動を覚える前の若齢での去勢手術により、この尿マーキングが少なくなると言われています。</p>
<p>(8) グルーミング</p>	<p>体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作は、獲物に臭いで感づかれないための習性です。また、猫同士がなめあうのは、気の合った仲間であることを示しています。</p>	

7 下関市の猫をとりまく現状と課題

現在は原則として、自活ができる飼い主のいない猫の引取りを行っていないため、下関市動物愛護管理センターに收容される猫の数や殺処分数は減少していますが、飼い主のいない猫に起因する環境被害が多く発生していることから、飼い主のいない猫の適正管理の普及啓発についても更に強化する必要があります。

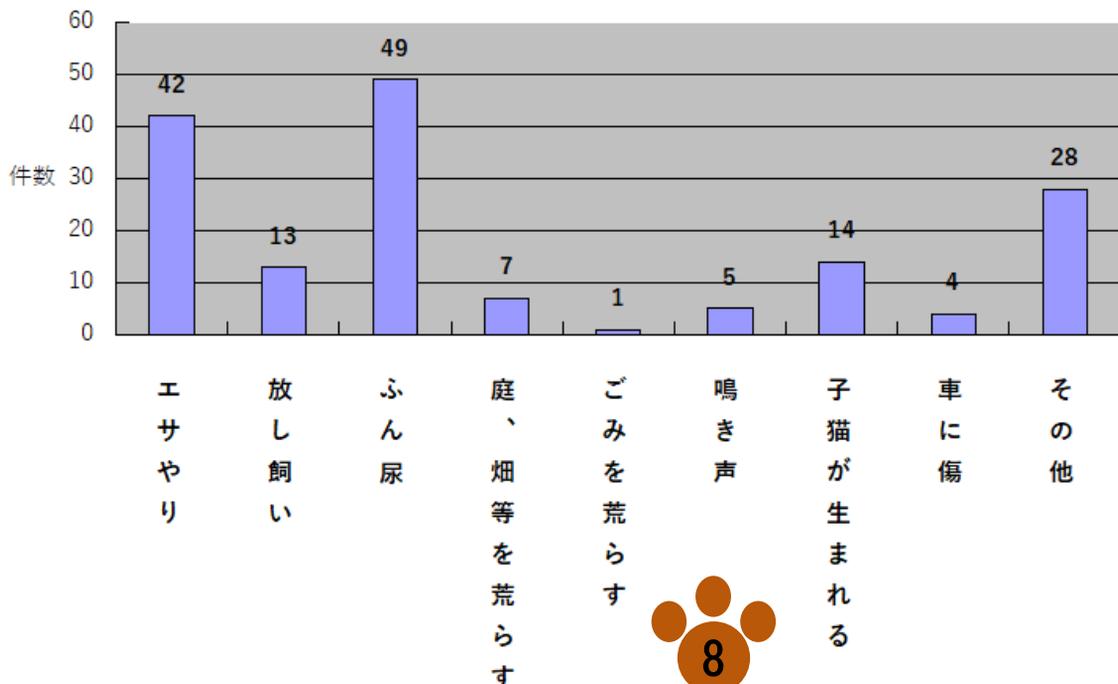
猫の收容頭数・殺処分数

令和6年度に下関市動物愛護管理センターに收容された猫のうち、約7割が子猫です。こうしたことから、センターへ收容される猫の頭数と殺処分数を減らすためには、不妊去勢手術の普及啓発が重要となっています。



猫の苦情件数（令和6年度）

令和6年度に下関市動物愛護管理センターに寄せられた苦情は163件で、飼い主のいない猫に起因する苦情が多く、ふん尿、鳴き声、車への傷付け、ごみ漁り、畑や花壇が荒らされる等の多くの環境被害が発生しています。



8 困った場合などの連絡先



飼い主のいない猫の不妊去勢手術について相談したいとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）



飼い主のいない猫が道路で死んでいたとき

市道・・・下関市役所建設部道路河川管理課	(083-231-4325)
菊川総合支所建設農林課	(083-287-4012)
豊田総合支所建設農林課	(083-766-2946)
豊浦総合支所建設農林水産課	(083-772-4025)
豊北総合支所建設農林水産課	(083-782-1933)
県道・・・下関土木建築事務所(山口県)	(083-223-7101)
国道・・・下関国道維持出張所(国土交通省)	(083-282-1016)



飼い主のいない猫の死体の収集について知りたいとき

下関市役所環境部クリーン推進課（083-251-1194）

※家の敷地や空き地などで猫が死んでいる場合は、その土地や建物を所有又は管理されている方が、その死体の処理について対応しなければなりません。処理方法を確認したい時は、ご相談ください。

〈参考〉猫に関する法令について

● 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号・抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。



6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。
(周辺の生活環境の保全等に係る措置)

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所へ立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(罰則)

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

● 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号・抜粋)

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第12条 法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物
(虐待を受けるおそれがある事態)

第12条の2 法第25条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

● 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号・抜粋)

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養(以下「終生飼養」という。)するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺的生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

人と猫が共生できるまちを目指して

令和8年3月発行

下関市動物愛護管理センター

〒751-0881 下関市大字井田

TEL : 083-263-1125 / FAX : 083-256-6950

E-mail : hkdoubut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

下関市ホームページ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

制作協力 : 下関市動物愛護推進協議会・下関市動物愛護推進員